

平成 22 年 7 月 5 日

一般社団法人日本看護系大学協議会
専門看護師教育課程を有する会員校代表者の皆様

一般社団法人日本看護系大学協議会
代表理事 中山 洋子
同高度実践看護師制度推進委員会
委員長 田村 やよひ

厚生労働省「特定看護師養成 調査試行事業」への参加の依頼

皆様におかれましては、ご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃より本会の活動に對しまして、ご支援・ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

先般、厚生労働省の「特定看護師養成 調査試行事業」につきまして、メールで情報提供させて頂きましたが、ご覧いただけましたでしょうか。

5月の総会に先立って行いました「チーム医療推進会議と特定看護師（仮称）に関する意見交換会」において、これまで多くの専門看護師を輩出してきた大学にこの「特定看護師養成 調査試行事業」に参加してほしいとのご意見をいただきましたように、ぜひ専門看護師教育課程を有している大学には参加申請していただきたく、本状をお送り致します。

ご存知のように、「特定看護師養成 調査試行事業実施課程（修士）」の指定を受けるための申請期間は8月末日までとなっております。専門看護師の教育課程を持つ大学は、A 修士課程への応募が可能です。また、今年度の応募は難しくてもカリキュラム案の提案、もしくは平成 23 年度の実験を考えている大学は、C 情報収集事業に該当します。

（ 厚生労働省 HP <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/06/s0617-6.html> ）

すでにご検討に入っている大学もあるかと存じますが、指定基準を見て申請を迷っている大学もあるかと思えます。フィジカルアセスメント、臨床薬理学、病態生理学に関する科目が必修であること、教員・指導者に相当数の医師が含まれることの2点が懸念されている点かと思われま

す。しかしながら、これらの科目に関して規準となる単位数は示されていませんし、たとえ別な科目の一部として1時限でも上記の内容の教育を実施している大学は申請が可能です。また、医師も非常勤でも良く、「相当数」の考え方も担当科目との関係で1人でも構わないとのこと。専門看護師教育においては、これらを全く行っていないという大学の方が少ないと考えられますので、ぜひとも申請して頂きたいと思えます。

今年度の総会で決定致しましたように、高度実践看護師制度推進委員会では、専門看護師の発展型として「特定専門看護師」の検討を進めていくこととしています。またその制度化を推進するためにも、現在専門看護師教育を行っている大学から「特定看護師養成 調査試行事業」に申請して頂き、その教育内容が厚労省の「チーム医療推進会議」において評価されることが必要です。皆様のご協力を宜しく申し上げます。

なお、本会では申請に際してのメール相談窓口を開設いたします。応募に先立っての相談や、書類作成等についての質問等をお受けいたします。返信までには数日を要しますので、余裕を持ってご相談くださいますようお願いいたします。

JANPU 事務所メールアドレス : janpu-office@umin.ac.jp